

浜松市介護保険施設等監査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第78条の7、第83条、第90条、第100条、第115条の7、第115条の17若しくは第115条の27又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第112条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者等、指定地域密着型サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等、指定介護老人福祉施設等、介護老人保健施設等、指定介護予防サービス事業者等、指定地域密着型介護予防サービス事業者等若しくは指定介護予防支援事業者等又は指定介護療養型医療施設等（以下「介護サービス事業者等」という。）に対して行う介護給付又は予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容、介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求等に関して行う監査について、基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(監査方針)

第2条 監査は、介護サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容について、第7条から第9条までに規定する行政上の措置をとるべき状況であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを方針として実施する。

(監査対象となる介護サービス事業者の選定基準)

第3条 監査は、次に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

- (1) 介護保険課に寄せられる通報・苦情・相談等に基づく情報
- (2) 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）地域包括支援センター等へ寄せられる苦情等に係る情報
- (3) 連合会、他保険者からの通報情報
- (4) 介護給付費適正化システムにおいて特異傾向を示す事業者情報
- (5) 実地指導に関連して確認した指定基準違反等の情報

(監査方法等)

第4条 指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、介護サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査」という。）を行うものとする。

(監査実地通知)

第5条 実地検査以外の方法による監査を実施する場合において、監査対象となる介護サー

ビス事業者等を決定したときは、原則として、次に掲げる事項を文書により、当該介護サービス事業者等に通知する。

- ア 監査の根拠規定
- イ 監査の方法
- ウ その他必要な事項

2 実地検査による監査を実施する場合において、監査対象となる介護サービス事業者等を決定したときは、原則として、次に掲げる事項を文書により、当該介護サービス事業者等に通知する。なお、浜松市介護保険施設等指導要綱第6条第3項の規定により実地指導を中止し監査に変更する場合の他、監査の目的を達するために緊急やむを得ない場合には文書によることを要さない。

- ア 監査の根拠規定
- イ 監査の日時及び場所
- ウ 出席者
- エ 準備すべき書類等
- オ その他必要な事項

(監査結果の通知等)

第6条 監査の結果、次条から第9条までに規定する行政上の措置によらずに改善等を求める事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

- 2 当該介護サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。
- 3 当該介護サービス事業者等から報告を受けた場合には、必要に応じて、改善等の状況を適切な方法により確認するものとする。なお、介護サービス事業者等から報告がない場合又は改善等が確認できない場合には、監査を継続することとし、必要に応じ、行政上の措置をとるものとする。

(勧告)

第7条 監査の結果、介護サービス事業者等に指定基準違反の事実が確認された場合、当該介護サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

- 2 勧告を行った場合には、当該介護サービス事業者等に対し、期限内に文書により改善報告を行うよう指導する。
- 3 介護サービス事業者等から報告を受けた場合には、改善の状況を適切な方法により確認するものとする。
- 4 介護サービス事業者等が期限内に勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(命令)

第8条 前条の勧告を受けた介護サービス事業者等が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

- 2 命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

3 命令をした場合には、当該介護サービス事業者等に対し、期限内に文書により改善報告を行うよう指導する。

4 当該介護サービス事業者等から報告を受けた場合には、改善の状況を適切な方法により確認するものとする。

(指定の取消し)

第9条 指定基準違反等の内容等が、法第77条第1項各号、第78条の10各号、第84条第1項1各号、第92条第1項各号、第104条第1項各号、第115条の9第1項各号、第115条の19各号若しくは第115条の29各号又は旧法第114条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該介護サービス事業者等に係る指定・許可を取り消し、又は期間を定めてその指定・許可の全部若しくは一部の効力の停止をすること(以下「指定の取消し等」という。)ができる。

2 指定の取消し等の処分を行ったときは、法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第104条の2、第115条の10、第115条の20若しくは第115条の30又は旧法第115条の規定に基づき速やかにその旨を公示するとともに、その介護サービス事業者等の事業活動区域に所在する市町村(保険者)及び連合会に対し連絡する。

(聴聞等)

第10条 監査の結果、当該介護サービス事業者等が命令又は指定の取消し等の処分(以下「取消し処分等」という。)に該当すると認められる場合は、監査後、取消し処分等の予定者に対して、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当する場合は、同条第1項の規定は適用しない。

(行政処分の通知)

第11条 取消し処分等を行ったときは、当該介護サービス事業者等に対し、措置の種類、根拠規定、その原因となる事実、不服申立てに関する事項等について文書により通知を行う。

(経済上の措置)

第12条 勧告、命令、指定の取消し等を行った場合には、保険給付の全部又は一部について法第22条第3項又は旧法第22条第3項に基づく不正利得の徴収等(返還金)として徴収を行うものとする。

2 命令又は指定の取消し等を行った場合には、当該介護サービス事業者等に対し、原則として、法第22条第3項又は旧法第22条第3項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるものとする。

3 当該介護サービス事業者等に対する保険給付に係る保険者に対し、保険給付の全部又は一部について法第22条第3項又は旧法第22条第3項に基づく不正利得の徴収等(返還金)として徴収を行うよう通知するものとする。

(県及び他市町村との連携)

第13条 監査の円滑な実施及び不正利得の適切な徴収を図るため、県及び他市町村(保険者)と十分な連携を図るものとする。

(その他)

第14条 取消し処分等を行う場合には、聴聞等の行政処分に係る手続きを行う前に、厚生労

働省に報告を行なうものとする。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。